

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 (2)定額減税補足給付金の支給に関する事務 (3)低所得者支援給付金の支給に関する事務 (4)令和6年度物価高騰負担軽減給付金の支給に関する事務
③システムの名称	1. 給付金システム 2. 住民基本台帳システム 3. 住登外者宛名番号管理機能システム 4. 個人住民税システム 5. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金対象者ファイル (2)定額減税補足給付金対象者ファイル (3)低所得者支援給付金対象者ファイル (4)令和6年度物価高騰負担軽減給付金対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	滝沢市 福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6516	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	システムにアクセスが可能な職員は、パスワード及び静脈による認証によって限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 (2)定額減税補足給付金の支給に関する事務 (3)低所得者支援給付金の支給に関する事務	事後	新規事務追加のため再実施
令和6年11月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	非課税世帯等給付金システム、生活保護システム、中間サーバ	給付金システム、生活保護システム、中間サーバ	事後	新規事務追加のため再実施
令和6年11月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金対象者ファイル	(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金対象者ファイル (2)定額減税補足給付金対象者ファイル (3)低所得者支援給付金対象者ファイル	事後	新規事務追加のため再実施
令和6年11月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	番号法第9条第1項 別表 135の項	事後	法改正に伴う修正
令和6年11月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部地域福祉課	福祉部地域福祉課	事後	組織改編に伴う修正
令和6年11月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	滝沢市 健康福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6516	滝沢市 福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6516	事後	組織改編に伴う修正
令和6年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	新規事務追加のため再実施
令和6年11月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	-	十分である。 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う修正
令和6年11月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	・権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である。 システムにアクセスが可能な職員は、パスワード及び静脈による認証によって限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 (2)定額減税補足給付金の支給に関する事務 (3)低所得者支援給付金の支給に関する事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 (2)定額減税補足給付金の支給に関する事務 (3)低所得者支援給付金の支給に関する事務 (4)令和6年度物価高騰負担軽減給付金の支給に関する事務</p>	事前	評価の再実施及び新様式の移行に係る修正
令和7年2月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	給付金システム、生活保護システム、中間サーバ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給付金システム 2. 住民基本台帳システム 3. 住登外者宛名番号管理機能システム 4. 個人住民税システム 5. 中間サーバ 	事前	評価の再実施及び新様式の移行に係る修正
令和7年2月26日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	<p>(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金対象者ファイル (2)定額減税補足給付金対象者ファイル (3)低所得者支援給付金対象者ファイル</p>	<p>(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金対象者ファイル (2)定額減税補足給付金対象者ファイル (3)低所得者支援給付金対象者ファイル (4)令和6年度物価高騰負担軽減給付金対象者ファイル</p>	事前	評価の再実施及び新様式の移行に係る修正
令和7年2月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条</p>	<p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。</p>	事前	評価の再実施及び新様式の移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事前	評価の再実施及び新様式の移行に係る修正
令和7年2月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満	500人未満	事前	評価の再実施及び新様式の移行に係る修正